

## 参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北区御津地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

法人6経営体

個人28経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方

・高齢化が進む中、地域の中心となる経営体に農地を集め、売れる米づくりとして御津地区内でも生産量が増加してきている「きぬむすめ」や「朝日」、「雄町」などの水稻品種に加え、ピオーネやシャインマスカットなどの果樹、山の芋、ピーマンなどの野菜類の取組を推進します。また、玉ねぎ、レタス、なす等についても御津地区としての取組について推奨していきます。

・農業を断念し、農地の荒廃化が進むことを防ぐためにも、農地中間管理機構を積極的に活用していきます。